平成２５年（フ）第５２３号
埼玉県川越市大字寺尾５番地２　遠藤ハイツ101号室
破産者　村上　輝久
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１３号
神奈川県厚木市旭町１丁目34番９号
破産者　小室　　孝
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２７号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２丁目２番３号25
破産者　篠崎　昭彦
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９号
長野県上田市踏入２丁目16番17号、開始決定時の住所長野県上田市古里84番地20　Ｃ号棟
破産者　高野　周二
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２０号
長野県上田市古里724番地11
破産者　高野　直美
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７８号
長野県上田市中丸子568番地４
破産者　荒井きのこ園こと　荒井　　慶
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１３号
静岡県沼津市下香貫西村1452番地の１キャサリナＡＣＥ402、破産手続開始時の住所静岡県沼津市下香貫宮脇305番地レオパレス宮脇110号室
破産者　鈴木　健二（旧姓井村）
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７０号
名古屋市南区呼続３丁目９番13号
破産者　外山　桑久
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１２号
名古屋市天白区中平３丁目1404番地　ファミール中平101号
破産者　小田　康雄
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２１号
名古屋市中川区服部３丁目1102番地　シャンピア103号
破産者　田尻　幸光
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７６号
京都市北区西賀茂山ノ森町２番地　エルクルーセ西賀茂201号
破産者　増田工業こと　増田　和也
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地の５吉祥院ガーデンハイツ644号
破産者　渡邉　正治
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１１号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅３―202、開始決定時の住所京都市左京区高野玉岡町１番地の８
破産者　成田　初枝
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８１号
京都府南丹市日吉町胡麻法尺谷１番地６
破産者　谷尾　允康
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６５号
大阪府富田林市須賀１丁目31番20号、住民票上の住所堺市美原区菅生1591番地
破産者　古川　一夫
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市中島1166番地６
破産者　住田　　勇
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長崎県諫早市小川町757番地12ヴェルディア101号、開始決定時の住所長崎県諫早市金谷町22番22号
破産者　西村　文夫
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
長崎県諫早市小川町757番地12ヴェルディア101号、開始決定時の住所長崎県諫早市金谷町22番22号
破産者　西村　尚文
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係